

継続協議事項

駅北複合公共施設における瑞浪市民図書館のあり方について

■ I 現段階で概ね決定している事項

市の方針に基づき、以下の方向で協議が進行している。

- ① 中央公民館機能の一部と市民図書館は、令和10年度を目途に瑞浪駅北複合公共施設に移転する。
- ② 移転後は面積が30%減少するが、機能の複合化・集約化のメリットを活かし、空間の有効活用・多目的化等の工夫により、必要な機能の維持・利便性の向上を図る。
- ③ 移転後の図書館については、面積・サービス内容ともに拡充する方向で検討が進められている。

【瑞浪駅北複合公共施設が目指す姿】

キーワード	<p>◎コンセプト：東濃地域や市民のサードプレイス (家庭・職場・学校でもない第三の居場所)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人々がまちに集まるきっかけとなるような魅力ある施設 ・多くの人が行き交う立地で、市民や来訪者が気軽に訪れ利用できる施設 ・図書館利用目的以外の人も訪れ、図書との触れ合い機会の増加を図る ・文化・市民活動を人の目に触れやすくし、新たな出会いや活動の活性化を図る ・「地域の活性化」「地域づくりの拠点」「人と人、人と情報をつなぐ場」
機能・サービス内容	<p>◎生涯学習支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・図書館機能（蔵書管理・貸出・レファレンス・読書活動推進等） ・キッズスペース（子どもや子育て世代の居場所となる空間） ・講座・展示等の企画実施 <p>◎市民活動支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・貸館・施設管理業務 ・市民活動の利用促進（内容拡充・集客サポートの検討等の活動支援） ・学習・余暇活動の空間創出と活動連鎖の促進 (オープンな空間での活動により、利用者同士の相互連鎖等につなげる) ・ボランティア活動内容の拡大（図書館だけでなく複合公共施設全体を対象に） <p>◎環境整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報発信（施設情報・市民活動・まちづくり活動・市政・観光・特産品等） ・カフェ・物販（図書館利用目的以外の人を訪れるきっかけとして導入）
整備内容	<ul style="list-style-type: none"> ・居心地よく利用しやすい滞在・サロン型の図書館（閲覧室の拡充・高質化） ・多様なニーズに応じた空間の確保（グループ学習室・サイレントルーム等） ・図書館システムの充実（ICTサービス導入：自動貸出・返却システム等） ・多目的に利用でき、大きさや機能が調整可能な貸室・貸スペース・ホール（ホールは式典・市民活動の発表を想定し350～400席程度） ・化石博物館・陶磁資料館・市之瀬廣太記念美術館の収蔵品等の一部の展示 ・カフェ・物販 ・市営駐車場の拡張、地下自由通路の整備

■2 現在の検討・協議体制

- ・主務課（市長部局：建設部都市計画課）と教育委員会社会教育課との打合せ会議
- ・庁議（市役所内役職者の会議）での方向性決定
- ・社会教育委員会での調査研究（生涯学習推進のための駅北複合施設のあり方）
- ・先進地視察

➡今後、多くの市民を巻き込み、広く意見聴取しながら合意形成を図る必要がある

■3 今後検討すべき事項

◎瑞浪市が目指すべき市民図書館の理想像について考える

➡行政だけでなく市民と一緒に

◎考えた結果を適時に共有・発信し、市民の合意形成につなげる

（協議のポイント）

- ・どんな図書館にしたいか
- ・「時代に合った図書館」＝「瑞浪に合う図書館」か？
- ・瑞浪市民図書館がこれまで大切にしてきたことは？
- ・瑞浪市・瑞浪市民図書館の強みは？
- ・新図書館に引き継いでいくべきものは？
- ・これからの図書館に必要なことは？
- ・これからの図書館に期待することは？
- ・必要な空間は？
- ・開架書庫・閉架書庫の考え方は？
- ・特殊資料（郷土資料、街道資料、陶磁器・窯業資料）の保存の考え方は？

◇時代に合った図書館の役割とは？

最近の動向として、時代の変化に合わせ、「カフェ併設」「本を読みながら飲食可」「おしゃべり OK」様々な図書館が誕生しているのは事実。図書館を活用した地域づくりの事例も増えている。これを当市においても実践する方向で動きつつあるが・・・？

◇忘れてはいけない「公立図書館の役割」とは？

- ・図書館法（昭和 25 年法律第 118 号）第 17 条
公立図書館は、入館料その他図書館資料の利用に対するいかなる対価をも徴収してはならない。
- ・日本図書館協会：図書館の自由に関する宣言（1954 年採択・1979 年改訂）
図書館は、基本的人権のひとつとして知る自由をもつ国民に、資料と施設を提供することをもっとも重要な任務とする。
- ・ユネスコ公共図書館宣言（1994 年採択）
公共図書館は、その利用者があらゆる種類の知識と情報をたやすく入手できるようにする、地域の情報センターである。

➡ **図書館協議会として協議すべきこと・発信できることは何か**